

食品添加物の指定及び使用基準改正に関する指針について
(平成8年3月22日衛化第29号)(抜粋)

表2 食品添加物が食品内又は消化管内で分解して食品常在成分となることを確認する場合の検討事項

1. 食品添加物の通常の使用条件下で、当該物質が容易に食品内又は消化管内で分解して食品常在成分と同一物質になること。
 2. 食品内又は消化管内での分解に関わる主要な因子(pH、酵素等)が明らかであること。
 3. 食品添加物の通常の使用条件下で適正な量を使用した場合、当該食品添加物の体内への吸収が食品成分と同程度であり、他の栄養成分の吸収を阻害しないこと。
 4. 摂取された食品添加物の未加水分解物又は部分加水分解物が大量に糞便中に排泄されないこと。更に、未加水分解物又は部分加水分解物が生体組織中に蓄積しないこと。
 5. 食品添加物を使用した食品を摂取したとき、当該食品の主成分の過剰摂取の問題が起きないこと。
-